合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該認定住宅借入金等の金額又は当該認定住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額」を「当該再建特例適用年の十二月三十一日における当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額とに区分をし、当該再建住宅借入金等の金額又は他の増改築等住宅借入金等の金額とに区分をした当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一　当該再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ第一項の規定に準じて計算した金額の合計額

二　当該他の住宅借入金等の金額につき異なる再取得等以外の住宅取得等（当該異なる再取得等以外の住宅取得等のうちに租税特別措置法第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する再取得等以外の住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の再取得等以外の住宅取得等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の再取得等以外の住宅取得等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした再取得等以外の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ　租税特別措置法第四十一条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）　当該特例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

ロ　租税特別措置法第四十一条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号において同じ。）　当該認定住宅借入金等の金額につき同法第四十一条第十項の規定に準じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額　当該他の住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条第二項の規定に準じて計算した金額

三　当該他の増改築等住宅借入金等の金額につき異なる他の増改築等（当該異なる他の増改築等のうちに租税特別措置法第四十一条の三の二第十四項に規定する居住日が同一の年に属する他の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の他の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとに一の他の増改築等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした他の増改築等に係る他の増改築等住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該他の増改築等住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である他の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が同条第十一項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）

イ　租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）　当該増改築等住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

ロ　租税特別措置法第四十一条の三の二第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）　当該断熱改修住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

第十三条の二第七項中「同条第十七項」を「同条第二十四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する再建特例適用年において有する租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一　再建住宅借入金等の金額　第四項に規定する控除限度額

二　認定住宅借入金等の金額　租税特別措置法第四十一条の二第二項第二号に定める金額

三　前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額　租税特別措置法第四十一条の二第二項第三号に定める金額

第十七条の見出しを「（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に改め、同条第一項中「規定する法人」を「掲げる法人」に、「当該各号に掲げる事実」を「再生計画認可の決定があったことに準ずる政令で定める事実」に、「第五十九条第二項」を「第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項」に、「同項中」を「同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号」を「震災特例法第十七条第一項」に、「あった場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「）に掲げる事実」を「）に規定する政令で定める事実」に、「同項第一号」を「同法第五十九条第二項」に、「債権」を「事実」に、「債権（」を「事実又は」に、「第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」を「第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同項第三号中「第二十五条第三項又は第三十三条第四項」とあるのは「第二十五条第三項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第四項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同項第一号中「第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を「第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった法人」に改め、同項第二号中「について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を削り、同条第二項中「あった場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等に、「同条第二項」を「同条第二項（同項第三号」に、「第五十九条第二項」と、「除く」とあるのは「除き、」を「第五十九条第二項（」に、「含む」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」を「含み、第五十九条第二項第三号」に、「次条第二項（」に、「含む」と、「同条第三項」とあるのは「場合を除き、」とあるのは「場合を除き、」を「次条第二項（」に、「含む」と、「同条第三項」とあるのは「次条第三項」を「含み、次条第二項第三号」に改める。

第十七条の二第一項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四」を加え、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「、第四十二条の十一及び第四十二条の十二」を「及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十一第二項」